

## 小牧市パブリックコメント手続要領

平成 18 年 9 月 5 日  
18 小企 第 566 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、小牧市パブリックコメント手続要綱（平成 18 年 9 月 5 日 18 小企 第 566 号。以下「要綱」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(施策等の案の公表方法等)

第 2 条 要綱第 5 条第 1 項に規定する施策等の案の公表及び要綱第 7 条第 2 項に規定する意見等の公表については、次に掲げる方法によるものとする。

(1) 市ホームページへの掲載

(2) 施策等の担当課、情報公開コーナー及び各市民センターでの閲覧又は配布

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める方法

2 要綱第 5 条第 3 項に規定する周知は、次に掲げる方法により、施策等の案を公表する前に行うものとする。

(1) 広報こまきへの掲載

(2) 市ホームページへの掲載

(3) 前 2 号に掲げるもののほか市長が必要と認める方法

(意見の提出方法)

第 3 条 要綱第 6 条第 3 項に規定する意見の提出は、意見提出用紙（別記様式）又はこれに準じた様式を使用するものとする。

(実施状況の公表)

第 4 条 要綱第 9 条に規定する実施状況の公表は、年度毎に一覧表として作成するものとする。

2 前項に規定する公表は、市ホームページへ掲載し、及び情報公開コーナーへ設置することにより行うものとする。

(委任)

第 5 条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は実施機関が別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 28 小広第 630 号）

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 30 小広第 738 号）

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 31 小広第 368 号）

この要領は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別記様式（第3条関係）

「  
」に対する意見提出用紙

年 月 日

住所

氏名

（市内在住 市内在勤 市内在学 その他）

※該当するものに丸印を付けてください

意見記入欄

提出先 部 課

電話 —

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。